

経 済 産 業 省

20230412電委第2号
令和5年4月13日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令及び
電気事業法第27条第1項の規定に基づく業務改善命令について
(回答)

令和5年4月12日付け20230331資第67号により貴職から当委員会に意見を求められた、関西電力株式会社及び九州電力株式会社に対する電気事業法第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令、並びに、関西電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社に対する電気事業法第27条第1項の規定に基づく業務改善命令について、実施することに異存はありません。